製品事故にあわないために、もし、あってしまったら

製品関連事故の話題が多く報道されています。
「子どもがけがをした」「長年愛用してきた電気製品から火が出た」など
このようなときは、消費生活センターにご相談ください。

製品事故の相談事例

長年愛用の扇風機から発火して、やけど

34年間使っている扇風機を今年初めて使おうとしましたが動きませんでした。ある朝、たまたま動いたので使っていたところ、夕方になって扇風機が燃えているのに気がつきました。あたりの畳と天井を焦がし、自分は気道をやけどしました。

スイッチを入れて①羽根が回転しない②回転が遅い③回転が不規則④回転するときに異常な音がする⑤モーター部分が異常に熱い、焦げくさいにおいがするという症状のうちひとつでも当てはまれば、危険信号です。電気部品の劣化や油切れ、たまった埃によって発煙・発火して火災が発生するおそれがあります。

扇風機は家電製品の中でもかなり長持ちするもののひとつです。しかし「おかしい」と思ったら、無理をして使わず点検に出しましょう。

家電製品やガス・石油燃焼器具は、長い間使っていると熱・湿気・埃などにより部品が劣化して感電や火災原因となることがあります。愛用の機器を安全に使うため、日頃から異常が起きていないか気を配りましょう。

見守りひとくちメモ

近所のお年寄りの家で古い家電製品を見かけたら、注意をうながしましょう！

ベビーカーであわや、指切断

公園で、妻が折りたたんでいたベビーカーを開いて1歳10ヶ月の息子を乗せようと、抱いていた息子を降ろしました。ベビーカーの背もたれのフレームをいつものように足で体重をかけて押し下げましたが、息子はベビーカーのハンドルフレームに手をかけてつかまり立ちをしており、フレームの接続部分に左手小指の第一関節手前部分を挟んでしまいました。皮膚1枚でつながった状態になり、息子は現在入院中です。

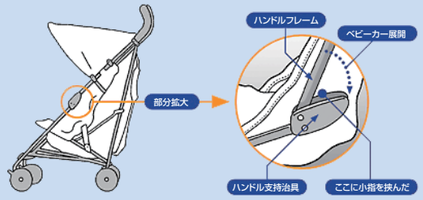

（国民生活センター ホームページより）

一歩間違えれば手指を切断するところでした。メーカーは消費生活用製品安全法(注)に基づき、国に事故を報告しました。

その後、ベビーカーの業界団体は警告表示の強化や指挟みの危険性をなくす設計を発表しました。

製品事故の報告・公表・命令の流れ

- **事故報告**：メーカーや輸入業者は、事故の拡大を防止するために、速やかに国に事故を報告する義務があります。
- **事故公表**：国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く公表して、第二の重大事故を防止します。
- **回収命令**：国は、メーカーや輸入業者に製造や輸入の禁止、回収を命令します。

こんにゃく入りゼリー死亡事故

7歳の男の子が学童保育でおやつとして支給されたこんにゃく入りゼリーを食べたところ、喉に詰まらせ、救急車で搬送されましたが亡くなりました。

事故発生後、国民生活センターは関係する行政機関、業界団体等に安全対策を要望しました。

業界団体は子どもと高齢者がこんにゃく入りゼリーを食べないように警告するマークをつくり、商品に表示することを決めました。

＜警告マーク＞

亡くなられたお子さんのご両親は、製造物責任(PL)法(注)に基づき、損害賠償を求めて係争中です。

事故にあわないためには

◆表示・取扱説明書を読む

製品事故の3分の1は誤った使用法によるとも言われています。正しい使い方を守り、取扱説明書の冒頭や末尾に記載されている「注意」「警告」などは必ず目をとおしておきましょう。

◆点検や維持管理を心がける

製品が長持ちしていても、品質は経年劣化していることがあります。点検や維持管理を心がけましょう。

◆安全性を考える

製品を選ぶときは機能やデザイン・価格などだけではなく、安全性についても十分確認しましょう。

◆メーカーの社告に注意する

メーカーが発火・火災などのおそれがあるとして回収・交換を呼びかけ社告を出すことがあります。回収しきれなかった製品による事故も発生しています。消費者も日ごろ社告に関心を持ち、家庭に該当する製品がないか確かめましょう。

事故にあってしまったら

◆医療機関で診断・治療受ける

身体に被害があれば、すぐに医療機関で診断、治療をしてもらいましょう。

◆事故品は保管・事故は記録する

事故の原因になった製品は捨てたりせず保管しておきましょう。また、取扱説明書も確認しておきましょう。事故の状況を写真に撮っておくなどして、けがや事故の状況・日時・場所を記録しておきましょう。製品や記録を警察や消防署、業者に引き渡すときは預り証をもらいましょう。

◆相談する

消費生活センターや国民生活センターなどに相談しましょう。また、製品分野別に設けられた民間のPLセンター(注)も相談を受け付けています。

消費生活用製品安全法（平成19年5月14日施行）

製造事業者等に対し、製品事故に関する情報の収集と消費者への情報提供に努め、特に死亡や重症、火災など危害が重大な製品事故については国への迅速な報告を義務付け、国は事故情報を収集・分析しその結果を広く国民に公表して、再発防止を図ることになりました。

製品事故情報を知るには、経済産業省のホームページに最新の「重大製品事故情報」「製品リコール情報」が公表されています。

また、消費者は製品の安全性に問題があり、生命または身体に危害が発生するおそれがあると思われた場合、国に対し申し出することができます。国は申し出があれば調査等を実施し、適切な処置をとる義務が規定されています。

製造物責任（PL）法（平成7年7月1日施行）

製品の欠陥により生命、身体、財産に損害を被ったことを証明した場合には、その製品の製造業者などに対して、損害賠償を求めることができ、被害救済に役立つ法律です。

PLセンター

製品によるトラブルの解決を目的として設置された裁判外紛争処理機関。「公正、迅速」が基本で、消費者と事業者との相対交渉を促し、不調に終わった場合、あっせんや調停に応じる機関もあります。